

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月20日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
プール排水溝蓋修繕
- 2 履行場所
青葉区市ヶ尾町519番地
東市ヶ尾小学校
- 3 契約日
令和7年5月21日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年5月21日
- 5 契約金額
45,100円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プール排水溝蓋の開閉不良により清掃ができない状態であった。衛生面からプール授業が始まる前に清掃をする必要があり、プール水道代も考慮したところ緊急に依頼する必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立東市ヶ尾学校